

## 宅建朝から1問 宅建業法 媒介契約 宅建 H30-33-1 ≪#914≫

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者Aは、Bから、Bが所有し居住している甲住宅の売却について媒介の依頼を受けた。Aが甲住宅について、法第34条の2第1項第4号に規定する建物状況調査の制度概要を紹介し、Bが同調査を実施する者のあつせんを希望しなかった場合、Aは、同項の規定に基づき交付すべき書面に同調査を実施する者のあつせんに関する事項を記載する必要はない。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 媒介契約書面【宅建★入門】

	媒介契約書面(34条の2書面)
記載事項	既存の建物であるときは、依頼者に対する建物状況調査を実施する者のあつせんに関する事項

≪記載例≫

5 建物状況調査を実施する者のあつせんの有無（有・無）

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>